

東海市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花田勝重

## 東海市規則第25号

東海市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

東海市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年東海市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

第3条の見出しを「(障がい等級に該当する障がい)」に改め、同条第1項中「各障害等級」を「各障がい等級」に、「障害は」を「障がいは」に改め、同条第2項中「障害で」を「障がいで」に、「各障害等級」を「各障がい等級」に、「該当する障害」を「該当する障がい」に、「当該障害等級」を「当該障がい等級」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「障害」を「障がい」に改める。

第5条の見出しを「(特定障がい状態)」に改め、同条中「障害の」を「障がいの」に、「障害等級」を「障がい等級」に、「の障害」を「の障がい」に改める。

別表第1中「障害」を「障がい」に改める。

別表第2中

「

障害等級	障害	を
------	----	---

」

「

障がい等級	障がい
-------	-----

に、  
」

「著しい障害」を「著しい障がい」に、「運動障害」を「運動障がい」に、「に障害」を「に障がい」に、「調節機能障害」を「調節機能障がい」に改める。

別表第3中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。